

広島県告示第九百七十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十五条第二項の規定によって、次のとおり監督処分を行った。

平成二十三年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十三年十月五日

二 被処分者の商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
有限会社三友企画

広島市東区東蟹屋町七番七号

青垣内 雄壯

三 被処分者の免許番号

広島県知事免許（五）第七二九九号

四 処分の内容

平成二十三年十月十七日から十一月十五日までの業務の全部停止

五 処分の理由

法第六十五条第二項の規定に該当する。